

2020年度教育研修管理者認定更新講習会

# 1.第27回MR認定試験の変更について

## 2.MR認定要綱・細則の解説

第3章MR認定試験

第4章MR認定証の交付及び更新



公益財団法人 MR認定センター  
試験事業部 若桑秀司

# 第27回MR認定試験を 「2020年度IBT形式MR認定試験」に変更します。 本日は、その留意事項を説明します。

\*IBT(Internet Based Testing)

\*なお、本日発信内容は、10月中旬収録したため、  
今後、細部の変更することがあります。  
12月13日の実施前までに最新の情報をご確認ください。

集合形式では

- ・試験中の受験者の感染リスクが大きい。
  - ・試験会場での完璧な感染防御対策は、非常に困難である。
- として、決定いたしました。

今年度の受験者が試験を実施しなければ、今後の実務教育の受講、認定証の取得への移行に大きな支障をきたします。

特に、2021年4月からのMR認定制度では、企業内で継続教育の受講にも支障が出ます。

よって、**「2020年度IBT形式MR認定試験」**修了により本年度の認定試験合格とします。

今回の措置は本年度のMR認定試験のみとして、2021年度は、新型コロナウイルス感染状況が収束していれば、集合形式のMR認定試験を従来通り実施する予定です。

# 注意事項

## 1、IBT形式で実施する目的

- ・受験者が、自宅等で基礎教育の修得を確認することです。
- ・試験監督官の監視はありませんが、IBTの問題を解答することにより、学習の成果を自分自身で、しっかりと確認してください。

## 2、実施の取り組みについて

- ・集合形式試験の代替試験として実施するので、**12月13日の初日に修了する気構えで実施する。**

## 3、必ず受験者本人が実施すること

\*代理解答等、不正行為が認められた場合は、該当者又は該当企業の受験者全員の合格を取り消す場合があります。

## 4、受験と同様に業務として実施してください。

- ・企業の会議室等の貸与等、試験を実施する環境に配慮してください。
- ・実施の終了確認等を企業が把握するようお願いいたします。

## 実施期間

- ・12月13日(日)9:00開始、18日(金)23:59終了  
期間中は24時間アクセス可能
- ・受験者が、各自パソコン等でインターネットに接続して実施する。
- ・パソコン、タブレット端末、スマートフォンで実施可能  
\* **落ち着いて集中できる方法を選択してください。**
- ・OS:Window10、MACOS(10.13.6以上)
- ・ブラウザ:Google Chrome、MicrosoftEdge、MacOS Safari

## 受験票

- ・受験票を11月初旬に発送します。
- ・受験科目を確認
- ・本人写真を貼付して、試験実施の時は手元に用意してください。URL、ID、パスワードが必要です。
- ・試験終了後、写真を貼付している側を「返信用封筒」で送付する。

## 試験問題の出題について

受験票に記載された以下の科目とする。

①MR総論(第1章～第6章):80問(全問五肢択一問題)

②医薬品情報(第1章～第6章):80問(全問五肢択一問題)

③疾病と治療(「基礎・臨床」第1章～第12章):110問(全問五肢択一問題)

- ・有資格者は②、③を免除します。
- ・再受験者は第26回MR認定試験以前に不合格となった再受験科目が該当します。

## 試験問題の解答について①

・科目の章の順番で出題され、章ごとに修了していきます。

### MR総論

章	項目
1	MRの使命
2	医薬品産業
3	法規
4	医療関連制度
5	PMS
6	MRの倫理的行動

### 医薬品情報

章	項目
1	医薬品情報概論
2	製剤に関する基礎知識
3	薬物作用に関する基礎知識
4	臨床から見た薬物作用
5	医薬品情報の創出と活用
6	医療用医薬品添付文書

### 疾病と治療

章		項目
基礎	臨床	
1	1	人体・身体症状
2	2	脳・神経
3	3	循環器
4	4	呼吸器
5	5	消化器
6	6	骨格・筋
7	7	泌尿器・生殖器
8	8	代謝・内分泌
9	9	血液・リンパ
10	10	感覚器
11	11	成長と発達・感染症
	12	がん

## 試験問題の解答について②

- ・出題された問題を解答し、1問でも誤答があった場合、
- ・最初からその章の問題すべてを再度解答します。
- ・それを全問正答するまで、繰り返します。
- ・全問正答して、当該章は修了です。
- ・すべての章を修了することで、当該科目が修了となります。
- ・その修了で、科目の合格扱いとします。

(注意)試験合格の判断は、「結果通知書」の到着で判断してください。それまで、認定証発行申請はできません。画面上で、全問正答となっても合格扱いとはなりません。

・問題の解答途中で中断した場合、再開時に中断した問題から開始となります。それまでの解答状況は保存されます。

・問題の解答時間の制限はありません。実施期間内に受験すべき科目をすべて修了してください。



## 実施サポート体制について

- ・IBTシステム操作のコールセンター対応します。
- ・対応時間は、実施期間中の9:00～17:00です。  
\*コールセンター電話番号は、受験票に記載しています。
- ・試験問題の設問、選択肢の内容についての問い合わせ・質問には、一切対応しません。

## 合否判定について

- 科目単位制とし、科目ごとの修了で科目合格扱いとします。  
受験が必要とされる試験科目のすべてに合格した者を合格者とします。  
ただし、「結果通知書」の到着をもって、合格が確定します。  
その後、認定証発行手続き開始ができます。  
(画面の修了のみでは手続きできません。)
- 企業内受験者には企業を経由して通知します。
- 2020年度IBT形式MR認定試験で、不合格判定となった科目は、  
2021年度に実施するMR認定試験の再受験科目となります。
- 合格科目の有効期限は、初回受験年月から5年です。

## 結果通知

- ・2021年1月末に「結果通知書」を宅急便で、送付します。  
※新規交付の申請は、2月から開始します。

## 試験問題の公表

- ・2020年12月21日(月)にMR認定センターホームページに  
試験問題全問を掲載します。

## MR認定要綱・要綱細則の解説

「MR認定試験」「MR認定証の更新」は、「MR教育研修・認定試験申請手順書」「MR認定試験要項」「MR認定証の更新要項」を都度、発信していました。

2021年4月施行のMR認定制度改定から

「MR認定要綱」・「MR認定要綱細則」の「第3章 MR認定試験」と「第4章 MR認定証の交付及び更新」で、規定します。

本日は、制度改定後の変更点のポイントを説明します。

### <要綱の変更点>

(受験資格について)第21条

\*改定前は、HPに「入社する前の社会人(原則4年制の大学卒以上※1)を対象」と記載と年齢制限で、学生は対象外でしたが、改定後は対象が学生等に拡大しました。

(3)認定証の失効者のうち、有効期限から4年以上経過している者

・現行では、失効してすぐに受験資格がありましたが、更新に「更新時確認ドリルの修了」が条件となりましたので、失効者の受験の対象は「4年以上経過している者」となりました。

(5)第35条の規定に基づき、認定証が取り消された日から3年以上経過した者

・第35条に「取り消し規定」ができたことにより、取り消し後3年以上経過しなければ資格が取得できません。

### <細則の変更点>

細則に記載される改定後の変更点はありません。

### <要綱の変更点> \*制度改定により、「限定認定証」を新設

「限定認定証」:基礎教育のみ個人で修了して、実務教育を修了していない者に、申請すれば「限定認定証」が付与される。

#### (限定認定証の更新)要綱第29条

第29条 前条で規定した認定証の更新要件を満たさなくとも、5年間の基礎教育について修了認定された者は、基礎教育の知識レベルについてセンターによる客観的評価を受けた上で、センター理事長へ申請することにより、限定認定証にて更新される。

#### (限定認定証から認定証への切り替え)要綱30条

限定認定証を保有している者が、企業が実施するMR復帰プログラムを受講し修了認定された場合は、センター理事長へ申請することにより、認定証が交付される。

#### (認定証及び限定認定証の再交付)要綱第31条

認定証及び限定認定証の盗難、紛失、き損又は記載事項の変更が生じた場合は、速やかにセンター理事長へ再交付の申請を行うこと。

### 認定証の更新(要綱第28条)

#### 要綱第28条

認定証の更新要件は、認定証の有効期限の前年度までの5年間の導入教育又は継続教育の基礎教育の修了認定及び実務教育の修了認定とし、更新要件を満たした者は、原則として認定証の有効期限までに基礎教育の知識レベルについてセンターによる客観的評価を受けた上で、センター理事長へ申請することにより認定証が更新される。

\*センターによる客観的評価は、「更新時確認ドリル」修了です。これが、修了認定の条件となります。細則で規定しています。

## 「第4章 MR認定証の交付及び更新」について

### 更新要件を満たさない者に対する措置 (細則第27条)

#### 細則第27条

要綱第28条で定めた更新要件を満たさない者に対する措置は、次の各号で定める。

(1)5年間の継続教育の基礎教育に未修了年度が1年以上ある場合は、細則第28条第3項で定める所定の更新時確認ドリルを修了することで、5年間の継続教育の基礎教育の修了認定とみなす

(2)5年間の継続教育の実務教育に未修了年度が1年以上ある場合は、更新に必要な最終年度の実務教育を修了認定されていれば、実務教育を修了認定されたとみなす

\* 客観的評価の内容の記載は、次の細則第28条で規定しています。



## 基礎教育の知識レベルの客観的評価 (細則第28条)

細則第28条 要綱第28条の規定に基づく認定証の更新において、基礎教育の知識レベルの客観的評価は、更新時確認ドリルを実施し修了することとする。

2 更新時確認ドリルは、原則として有効期限の前年の8月1日から有効期限までに実施し修了すること。

3 更新時確認ドリルの修了に必要な問題数は、次の各号で定める。

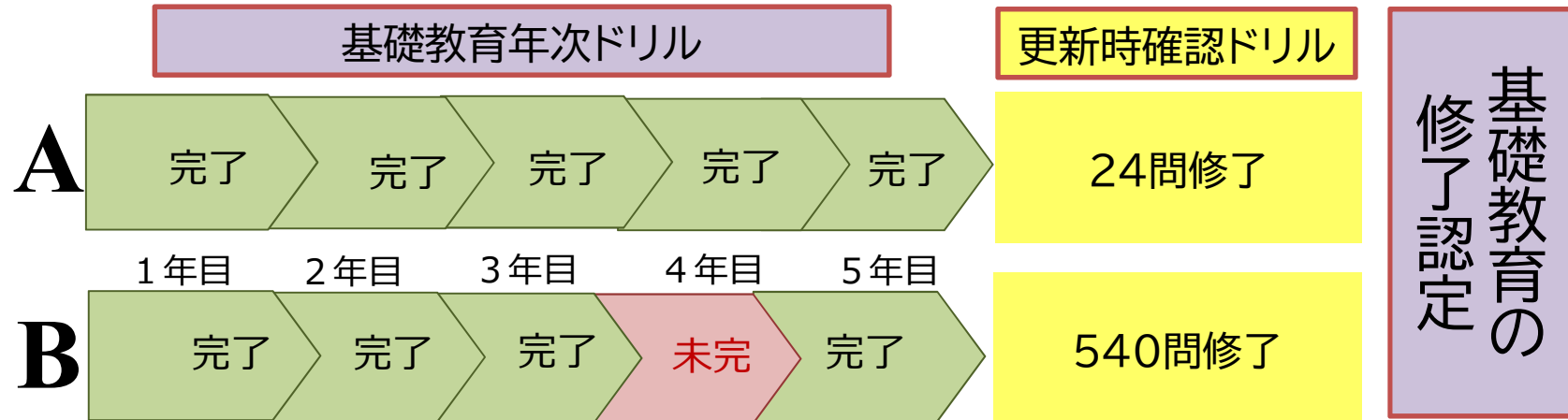
(1)5年間の継続教育の基礎教育を修了認定された者が実施する問題数は24問とする

(2)前条第5年間の継続教育の基礎教育に1年以上の未修了年度がある者が実施する問題数は540問とする

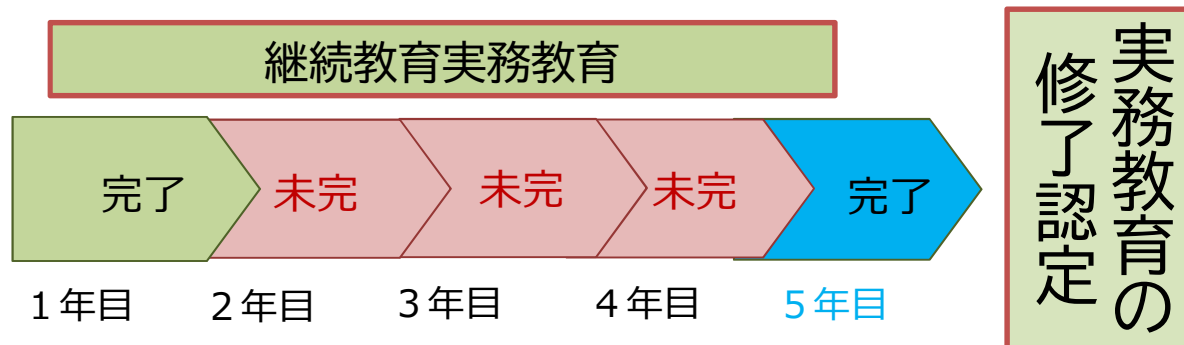
\*未修了年度の有無により、更新時確認ドリル問題数が大きく異なります。

## 細則第27条と28条の内容

### <細則第27条(1)・28条 基礎教育>



### <細則第27条(2) 実務教育>



## 「第4章 MR認定証の交付及び更新」について

### 認定証の更新申請の方法の条項 (細則第29条)

#### 細則第29条

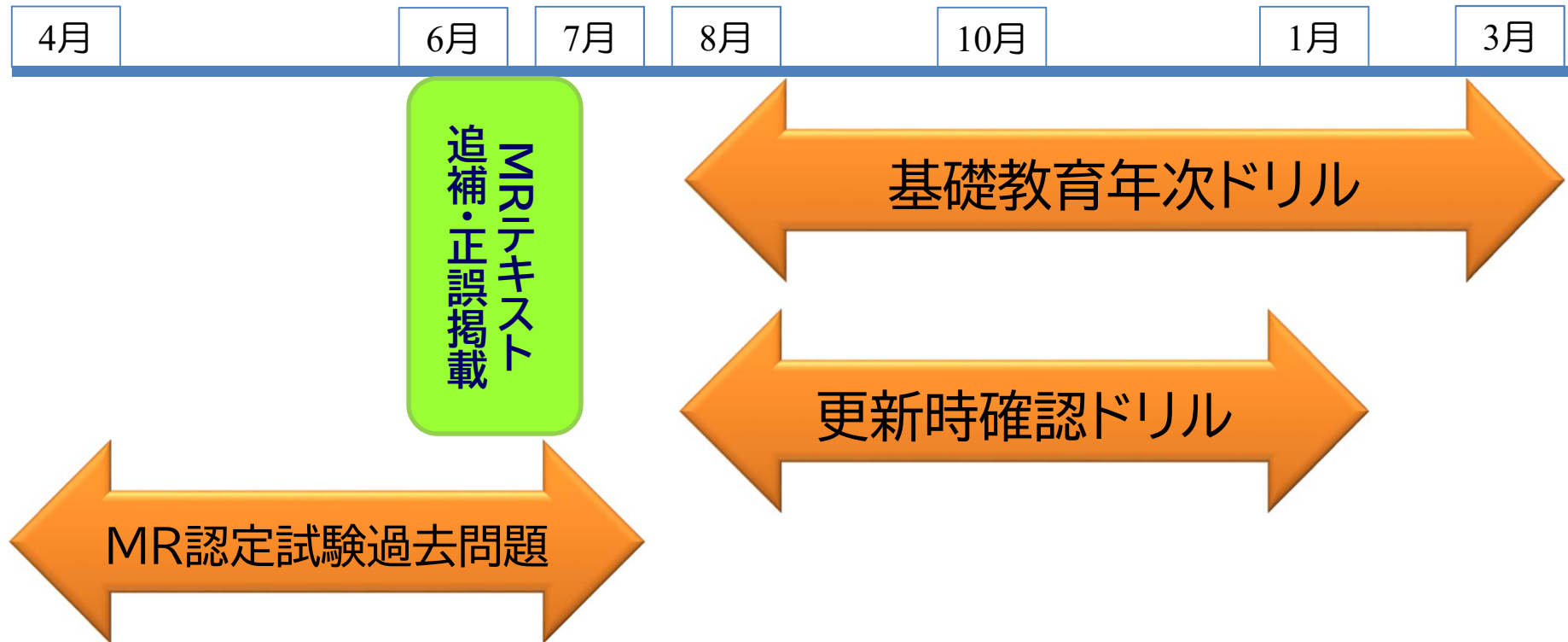
要綱第28条の規定に基づく認定証の更新要件を満たした者の更新申請の方法は、次の各号で示す。

- (1) 企業に所属する者は、MRが各自MR学習ポータルから更新手続きを行った上で、企業がMROを通じて申請する
- (2) 企業に所属しない個人は、MR学習ポータルから更新手続きを行い、センターに直接申請する

\* 現行は、センターから「更新申請書」を送付し、それを企業が取りまとめて申請しているが、改定後は上記条項のようにMRが「MR学習ポータル」で更新手続きを行い、それを企業が取りまとめて、MROで更新申請する。

## 「第4章 MR認定証の交付及び更新」について

\* 継続教育基礎教育の自己学習、更新の申請手続きは「MR学習ポータル」で実施します



\* 年間を通して、  
学習ポータルで切れ目なくドリル学習できます。

### 認定証の更新の特例 (要綱第33条・細則第31条)

(認定証の更新の特例)細則

第31条 要綱第33条の規定に基づく認定証の更新の特例は、次の各号で示す。

(1)認定証の有効期限を過ぎた失効者のうち、有効期限が経過して4年以内で、次の有効期限の前年までに所定の更新時確認ドリルを修了することにより、更新申請が可能になる

(2)前号により更新申請された者のうち、更新に必要な最終年度の実務教育を修了認定されている場合は認定証が交付され、未修了の場合は限定認定証が交付される

\*現行は、補完教育の特例措置申請を提出していたが、改定後は上記条項のようにMRが「MR学習ポータル」で期限内に所定の更新時確認ドリルを修了することにより、更新申請が可能になる。

\*更新の特例による認定証は、最終年度の実務教育の修了、未修了により、「認定証」と「限定認定証」に判別される。

### 要綱第34条の変更と第35条の新設

#### (MRバッジの着用)第34条

MRは高い志と使命感を持ち、患者志向に立った活動をするために、MR活動を行うにあたってはMRバッジを着用しなければならない。

#### (MR認定証の停止または取り消し処分)第35条

認定証を取得したMRが、法令、規範及び各種ルールに反する行為などMRとしての品位を著しく損なうような行為のあったときは、センター理事長は、認定証の停止又は取り消し処分を行うことがある。

- \*MR活動時に、バッジを常に着用することが義務となった。
- \*認定証の取り消しが規定されました。